所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和７年９月３０日
国　土　交　通　省
土地政策審議官部門

国土交通省では、令和７年８月４日から９月２日まで、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。 意見総数は４件であり、行政手続法第 43 条第２項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。なお、標記省令案と直接の関係がないため掲載しなかった御意見が１件ございました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

① 募集期間：令和７年８月４日（月）～９月２日（火）
② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
③ 意見提出方法：電子メール、インターネット及び郵送

２．意見数

提出意見数　４件

３．お問い合わせ先

国土交通省土地政策審議官部門土地政策課　意見募集担当
電話番号　０３－５２５３－８２９２

（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
「所有者不明土地」というのは、つまり国民の私有地ということでしょうか。 国や自治体が、簡単に 転用していい物とは思えず、「広報またはウェブサイトへの掲載」というのも、所有者探しに有効とは思えません。 国や自治体が 個人の土地を強制的に転用・解体というのも、問題が有ると思います。 まずは、きちんと自治体同士の情報の突き合わせを徹底して、所有者を判明させる事からやってほしいです。	本省令改正は、所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（以下「法」といいます。）に基づく土地所有者等関連情報の提供の求めの際の提出書類の省略等を内容とするものであり、新たに所有者不明土地に係る権利取得について定めるものではありません。 法における「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法（登記事項証明書の交付請求や市町村等に対する住民基本台帳、戸籍簿等の提供請求）により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地とされており、「所有者不明土地」と評価されるにはこのような探索を行うことが必要となります。 また、所有者不明土地に係る使用権や所有権の設定は、地域福利増進事業や収用適格事業等の公益的な事業を実施する場合に限り可能とされております。 以上のように、法においては、個人の財産権を十分尊重しつつ、所有者不明土地の利用の円滑化等を図っています。 同法の概要については、以下をご参照ください。 土地：所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地法） － 国土交通省

所有者が必ずしも国内にいるとは限らず、あまりに年月が経ちすぎて荒れ地などや藪、竹林、ゴミ捨て場や廃墟と化してしまった場合、近隣なども含め何か対応がいる。 権利者や相続人が生きていても管理できる状態じゃない場合も考えられる、こういう場合どうするか。	法において、所有者不明土地を適正に管理する仕組みとして、管理不全状態の解消を図るための代執行制度や、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、所有者不明土地について所有者不明土地管理命令、不在者の財産の管理命令、相続財産の清算人の選任の請求等をすることを可能とする民法の特例を設けております。 なお、本省令改正は、土地所有者等関連情報の提供の求めの際の提出書類の省略等を内容とするものです。
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（以下、「規則」という。）の一部を改正する省令案（以下、「本改正案」という。）について （１）裁定申請において提出が求められる書類の簡略化について（規則第 39 条関連） 【意見】本改正案第 39 条第 1 項について、賛成する。 【理由】行政手続のデジタル化が進展している今日、オンライン・デジタル申請である・ないに関わらず、あらゆる行政手続について、手続の簡略化・迅速化及び審査等に係るコストの低減が検討されるべきであり、既に内容の真正性が確認されている書証等については重複を避けることが望ましいと考えることから、本改正案はその趣旨に沿うものと思料する。 （２）法に基づいて土地所有者等関連情報の提供を請求する場合に際し、要件を満たす場合の提出書類の省略化について（規則第 55 条、第 56 条及び第 57 条関係） 【意見】本改正案第 55 条第 3 項、第 56 条第 4 項及び第 57 条第 3 項について、いずれも賛成する。 【理由】上記（１）と同様の理由により、既に内容の真正性が確認されている書証等については重複	頂いた御意見につきましては、今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。

を避けることが望ましいと考えることから、本改正案はその趣旨に沿うものと思料する。 （３）土地の所有者と思料される者が記録されている書類に係る表現の適正化について（規則第２条関係） 【意見】本改正案第２条第１項第二号について、賛成する。 【理由】本改正案は、法文に関する技術的観点からの改正であり、その内容も合理的であると思料する。 （４）法に基づく公示方法をウェブサイトとする表現の適正化について（規則第６条、第 21 条、第 27 条、第 30 条、第 31 条、第 40 条、第 46 条及び第 48 条関係） 【意見】本改正案第６条第 1 項、第 21 条、第 27 条、第 30 条、第 31 条、第 40 条、第 46 条及び第 48 条について、いずれも賛成する。 【理由】上記（３）と同様に本改正案は、法文に関する技術的観点からの改正であり、その内容も合理的であると思料する。 なお、例えば会社法施行規則第 223 条において「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置」との表現があるなど、同様の趣旨を伝える様々な表示方法が他の法令において散見されるが、今般の改正案のように趣旨を明確にするための表現の適正化は今後、より進めていくべきであると考える。	